

# 添付書類及び注意事項

(別紙3)

※必要な手続きは「制度改正に伴う申請手続フロー」からご確認ください。

○：必ず提出が必要

△：場合によっては提出が必要

	添付書類		
	世帯全員の住民票の写し	所得額証明書	監護・生計同一申立書
<p style="text-align: center;">○</p> <p style="text-align: center;">△</p>	<p style="text-align: center;">○</p>	<p style="text-align: center;">○</p>	
<p><b>手続き①</b> <b>児童手当認定請求書</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーの記載は省略</li> <li>続柄の省略は不可</li> <li>申請する子が別居の場合は、別居先の世帯全員の住民票も必要</li> </ul> <p>※現況届等で令和6年6月以降に福利課へ住民票を提出している場合は、同じものの再添付で可（ただし内容に変更がある場合は、最新のものを添付）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>所得証明書（第2号様式）</b></li> <li>※職員の分を転記</li> <li><b>職員、配偶者の所得額証明書（原本）（令和6年度分 ※内容は令和5年分）</b> <b>（市町村によっては第2号様式に市町村長の印をつけて証明する場合もある。その時はそれが証明書（原本））</b></li> </ul> <p>※現況届等で令和6年6月以降に福利課へ所得証明書を提出している場合は、同じものの再添付で可。</p> <p>※市町村によっては「課税証明書」「所得課税証明書」等名称が異なるが、必ず、収入・所得額が表示され、かつ、扶養人数と扶養の内訳が表示されたもの（「児童手当用」）を取得する。</p> <p>※所得制限撤廃後も、夫婦間における受給者を決定するため、所得額証明書は必要</p> <p>※配偶者なしの場合は所得確認不要</p>	<p>※受給者が支給要件児童と別居の場合のみ。（別紙様式）</p>
<p><b>手続き②</b> <b>児童手当増額改定請求書</b></p>			
<p><b>手続き③</b> <b>監護相当・生計費の負担についての確認書</b></p>	<p>※原則不要 (内容によっては提出を求める場合があります)</p>		

●すべての書類において個人番号の記載は不要です。

●「監護相当・生計費の負担についての確認書」について

大学生年代の子がいても、高校生年代以下の子と合わせて2人以下の場合は、第3子以降支給額の適用がないため、当該大学生年代の子を申請する必要はありません。

大学生年代の子を申請するには、以下2つの要件を満たしていることが必要です。

(1) 監護に相当する世話および保護をしていること (2) 生計費の相当部分の負担をしていること

**なお、今後、子の申請内容に変更が生じた場合は、その都度申請を行ってください。**

**申請が遅れると、第三子加算分が遡って返納となる場合があります。**

※ 本制度改正に伴う申請（通常の出生や受給者交代等に伴う申請は除く）の最終期限は、令和7年3月31日です。最終期限までに申請されたものは、令和6年10月分からの適用となります。